

第 11 回懇談会（平成 18 年 1 月 6 日）における議論の概要

（集中管理に関連する主な発言）

何らかの基準で移送範囲を限定しなければならないだろうというところが研究会において多数意見。なるべく多く重要なものは移送した方がよいが、物理的に集中するのが無理だとすれば、施設分散、管理集中みたいな方式で集中方式を生かすことはできるのではないかという意見もある。

移送範囲は、中央省庁だけという対象機関の範囲と、5 年保存、10 年保存という、保存年限で対象範囲を決める方法もある。文書量は必ずしも膨大なものになるとは思わない。

決裁文書のたぐいはかなりの数に上るだろう。例えば、許認可は 1 万件というが許認可関係の資料は相当あって、長い保存期間になっている可能性があると思うので、本省に限って、例えば 5 年とか 10 年とかというところで区切って、それ以上のものとした場合でも、かなりの量になるだろう。各省のスペースの問題がある。

中間書庫にどういう文書を入れるかは、保存年限が相当長いもので、各原局に置いておいたら途中で散逸したり、管理が大変なので、30 年保存とか、10 年保存とか、長期間保存のものの保存期間がある程度経過したところで移送し、最終的には公文書館に移管するか、破棄するか分けるもの。各国の情勢を聞いても、レコードセンターに入ってきた中で、公文書館に実際に入っていく比率は高いわけではない。

現行法制だと、公文書館は中間書庫の部分に関与してはいけない。エキスパークティーズとして持っているのは公文書館の方だから、その部分は法改正をするかどうか。移送することについては、各省庁が独法たる公文書館にいきなり渡すことについては躊躇するだろう。内閣府ならまだいいと言うのか、その辺のところは各省との関係もある。ただ、諸外国の例などを見ると、公文書館の業務の一環のものとして扱っているというのが多いのではないか。

中間書庫の場合、各省庁との関係を考えると、やはり内閣府が調整しないと無理かもしれない。法律を改正して、各省庁の頭も切り替えてもらうということも 1 つあるだろう。

権限的な方式の場合でも、内閣府なり国立公文書館の人が全体の仕組みはコントロールすべき。内閣府の分室としての中間書庫を各省庁の中につ

くるということ。ただ、その仕組みもうまくいくのか、全省庁共通した仕事の仕組みが目に見えてこないのが現実的かどうか、まだ分からない。

権限的な集中管理というのは、確かに施設の面でいうと想定し得るものだと思うが、現用文書の管理は、各省の文書管理規則で各省ごとに管理されている。その一部分について中間書庫の中で管理するので、まちまちにならないよう文書管理法等の法的枠組みをつくり、その中で各省庁で分散的な形で中間書庫を管理していく形にしないと、看板をかけ替えただけで、管理・運営の実態が全く変わらないと意味がない。

施設が単に分散しているというシステムを考えるのか、それとも、管理についてもそれぞれの省が関与する仕組みにするのかで、同じ分散管理といっても全然意味が違ってくる。

中間書庫を遠くにつくっては、各省庁に対するサービスが難しくなってしまう。

普段はほとんど使わなくても、国会対応や法案をつくる時には必要で手元にないとなると困るだろう。

集中型にした場合、各省の実際の日々の業務のニーズに応じて運用もある程度のイメージを持った上で各省の意見を聞いていくべきだろう。

筑波は近距離ではないと思う。今、国有財産の検討が進んでいると思うので、そんな遠くないところに設置する場所はあるのかもしれない。

中間書庫というのは、最終的に公文書館に行くか廃棄になるか、中の文書がだんだん卒業していくので、どんどん多くなるものではない。

(省庁横断的な共用施設としての) 中間書庫と各省庁独自の集中管理書庫の関係はどうするのか、中間書庫の予算は誰が負担するのかなど整理しなければいけない。

(今後は電子データが随分多くなるだろうから、写しを取って置くという方向でいいが、) 許認可の文書等の分厚いものを全部コピーを取ると労力がある。古い文書については特に疑問はある。

情報公開開示請求があったときというのは、現用文書なので各省が対応することとなる。

情報公開の方は割り切れているが、個人情報保護は目的外利用の件がなかなか整理できていない。移送が目的外提供だと言われると動きが取れなくなる。

(電子媒体に関連する主な発言)

政府の文書は、電子データで作るが最終的には紙媒体のものが原本になっていることが多い。最終的に、紙媒体を原本と考えるなら、それをマイクロフィルム化するということは将来においてもあり得る。電子データを電子データとして保管することと、原本としての紙媒体の保管との関連はどうかで取扱いのパターンが違ってくるのではないか。政府の文書は将来も紙媒体がベースになるのか。その見極めがわからない。

以前、総務庁で共通課題研究会というのがあり、課題一つが電子文書の原本性の確保であった。そもそも電子文書の原本とは何かというところから議論し、結局、考え方が分かれた。電子文書でも、紙と同じように原本があるという考え方と、電子文書には原本が1つという考え方がもう合わないという考え方とがあった。電子文書は全く同じものができるので、原本が複数あってもいいのではないかという考え方もあった。法律では原本という言葉は使っていないし、原本を定義したものはない。原本を定義しなければ原本性の確保の議論はできないことはない。結局、電子文書の原本性の確保というものは、電子文書であっても紙文書と同じような、機密性、可視性が保たれている状態になっているかとか、同じように保存ができ、そして機密性が保たれるとか同じような状態が確保されれば、それをもって原本性の確保というふうに見ようということとなった。訴訟になったときに電子文書だけしかない場合は、民事訴訟であれ、刑事訴訟であれ、裁判所の裁判官の自由心証主義でその信憑性を判断することになるので、原本性確保方策がしっかりと講じられていれば、自由心証に際して裁判所がその真正性を考慮した上で判断していくことになるだろうというような結論になった。

紙媒体を基本に文書管理を今後も考えていくのか、それとも、デジタル文書はデジタル文書としてとらえて管理していくのか、整理の問題になる。

今後は、デジタル文書はデジタル文書として保存するという方向で考えていかざるを得ないのではないか。

今、政府は、電子決裁を進めている。総務省はまさにそれを進めているが、総務省行政管理局では決裁文書のうちのかなりのものが電子決裁になって、そのまま保存しているという実態もある。電子決裁も普及し変わっていくと思われる。

総務省で文書管理の最適化計画をこれから立ち上げるという話なので、その中で、電子文書の取扱いの在り方とかメタデータの統一とかそういったことがなされれば、それが一番と考える。この懇談会からも何か意見があれば言った方がいいだろう。

文書管理については、各省庁がそれぞれの文書管理規定をもって管理をしている実態がある。今の話は、いわゆる電子政府という大きな政府の取組みの中で、各省庁の文書管理を電子化することで各省庁で文書管理のシステムをつくってきている。ただ、各省によってばらばらになっており、各省横から見たときに、より効率的なものにしようということで、電子文書の管理システムの共通化を図るため、そのひな形をつくっていきこうとしている。来年度以降、具体的な計画を検討していくことになる。

規格の統一が一番最初に着手すべきかもしれない。メタデータというようなものなどは、きちんと決めなくてはいけないのではないかな。

電子文書についても、それぞれの省庁ごとにサーバーを設けて、そこで管理をしておくやり方は考えられるが、原課の方で管理するのか、内閣府なり公文書館なりで管理していくのかが分かりにくく、管理費用の負担の問題も出てくる。

(集中管理，電子媒体双方に関連する発言)

物理的中間書庫に移す予備的な文書が各省庁に保管される、これは言わば権限的中間書庫的なものが物理的中間書庫と付随してあり得るような形態に持っていくのが、紙媒体の文書の保存としては一番いいだろう。

電子文書としては、各省庁でフォーマットの違いがあり文書の保存の管理が統一的ではなく、また、電子文書化のレベルも違うので、全部統一的になるのはなかなか待てないとなると、今、電子媒体の文書を電子媒体として残すとすると、フォーマットを統一して1か所で保存する有効性はあると思う。

電子文書を電子文書として保存するということを前提にしているが、物理的な中間書庫の中に電子文書の保存の部署みたいなものを造って、そこで統一的に保存して、いろんなフォーマットや、時代とともに来る変更にも耐え得るものにする。カナダでは、文書を閲覧する装置とか全部保存していたが、そういうことは、やはり1か所に集めておかないとできないのではないかな。

電子文書の統一的なフォーマットによる保存という観点からも、何がしかの物理的な中間書庫を持っておく必要はあるのではないかな。それは予算と規模、距離等々によると思うので、どういうものができるのか分からないが、そういうものを基軸において議論を更に深めていく方がまとまるような感じがする。

中間報告の内容にある、電子媒体、紙媒体を共通に文書管理できるような仕組みを考えるのが一番いいのではないかな。